

## 全員でつくる、不祥事を起こさせない職場

過去の処分案件の中には、周囲の人間の適切な対応があれば防げていたかもしれない不祥事もありました。もし、同様の場面に遭遇した時、あなたはどのように行動すべきかイメージできますか？



前の学校で、部活の練習帰りに女子生徒を車で送っている男性教員がいたんだよね…やめた方がいいと思ったけど…。

なかなか面と向かって「やめるべきだ」と言いづらいことも正直ありますよね…。何か良い方法はないでしょうか。



管理職や倫理確立委員会の担当者に相談するのも一つの方法です。対応に迷うケースなら、なおさら早めに相談すべきです。

今後はそのように対応します。もちろん、直接本人に注意する勇気も持っていたいと思います。



### (解説)

周囲の適切な対応があれば防げたかもしれない不祥事があります。

例えば、児童生徒へのわいせつに関する処分事案では、放課後、教科準備室に子供と2人きりである状況を、他の教員が鍵閉めの巡回中に目撃していたという事案もありました。

危ないのでは？と思ったらまず他の誰かに相談することが鉄則です。こうした対応が、不祥事の芽を早期に摘むこととなります。

しかし、あなたの職場には、「他の教職員のやることには口を出さない」といった暗黙の空気がありませんか。

また、「きちんとした大人になってもらうために体罰は必要悪だ」「スキンシップで肩に触れるぐらいでうるさく言われたら指導できないよ」そんな会話が日常的な職場では、多少の不適切な行為は見て見ぬふりをしてしまうでしょう。

不祥事を防ぐには、風通しの良い職場が必要だと言います。でも、どのような職場が風通しの良い職場なのか、職場で具体的に議論することも必要です。

誇りを胸に

考えてみよう

- 不祥事が起きない職場とはどのような職場ですか
- 風通しの良い職場づくりのために、どのようなことに取り組みばよいですか
- 「これは不祥事では？」と思った時に、誰に相談すればよいですか

## ◆ 様々な相談窓口

同僚等の不適切な行為に気づいた場合や児童生徒等から相談を受けた場合は、直ちに管理職又は以下の相談窓口へ連絡してください。

| 窓口名  | 担当                | 電話番号         |
|--|-------------------|--------------|
| 校内の相談窓口<br>(倫理推進員、倫理確立委員会の委員等)             | ※校内の担当者名を記載       |              |
| 県の相談窓口<br>(県立学校が対象)                        | 県立学校人事課<br>管理指導担当 | 048-830-6726 |
| 教職員コンプライアンス相談ホットライン<br>平日9時～17時(12時～13時除く) | 担当部署<br>県教育局総務課   | 048-830-6629 |

また、民間団体の相談窓口もあります。

| 団体名                                     | 連絡先  |
|---|--|
| NPO法人SSH全国ネットワーク<br>(スクールセクハラの防止と被害者支援) | 電話：06-6995-1355 Fax：06-6995-1356<br>E-mail：cfcw-kawasaki@orion.ocn.ne.jp |

## コラム

### 校内の不祥事を防ぐ視点

児童生徒へのわいせつ行為や盗撮など、校内で起きる不祥事は何としても防がなければなりません。犯罪防止について、犯罪が成功しそうな雰囲気や犯罪の機会をいかになくすか、という考え方があります。

例えば、教科準備室や会議室などの密室は、周囲からの視線が届きにくく、不適切な行動が成功しそうな雰囲気のある空間と言えます。また、自分が運転する車に児童生徒を乗せ、不適切な行為に至る不祥事も相次いでいます。自家用車もまた、密室の空間です。

このような不適切な行動が成功しそうな空間に対しては、見回りをして監視性を高めたり、部屋のドアを開けて視認性を高めたりすることが有効です。

なお、児童生徒を指導する場面の留意点については、以下の通知の内容をあらためて確認してください。

「教職員の不祥事防止について（通知）」平成26年12月22日付け教県第1004号 ※一部抜粋

- 2 児童生徒を指導するあらゆる場面において、改めて次の事項に留意すること。
  - (1) 進路面談、教育相談等を除き、教科準備室や会議室等で児童生徒と一対一になる指導は避けること。また、やむを得ず一対一での指導を行う場合は、誤解を招かないように部屋のドアを開ける等の配慮を行うこと。
  - (2) 児童生徒を指導する際に、児童生徒の体に触れる、あるいは、セクシュアル・ハラスメントにつながる可能性のある言動は行わないこと。
  - (3) 校外で児童生徒と私的に会うなど、職務と関係のない行動や、県民、保護者等からの疑念を招く行為は行わないこと。
  - (4) 自分が運転する車に児童生徒を同乗させないこと。

## コラム

### 虚偽告訴の罪

刑法には「虚偽告訴の罪」が規定されています。

(虚偽告訴等)

第172条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、3月以上10年以下の懲役に処する。

例えば、ある教職員に懲戒処分を受けさせる目的で、客観的眞実に反する内容の申告をすることは、この「虚偽の申告」に当たります。

このような申告は、教職員の平穏な職業生活を脅かすとともに、懲戒処分権者である県教育委員会に誤った懲戒処分をさせる危険がある行為です。地方公共団体における規律と公務執行の秩序を維持することを目的とする懲戒処分の制度の根幹を揺るがす極めて悪質な犯罪と言えます。

## こう動いていれば結果は違った

スクール・セクハラ被害者を支援しているNPO法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワークから、これまで支援されてきた案件の中で「学校がきちんと動いていれば結果は違った」と思われる事例を、問題点や対応とともに紹介していただきました。

## 【事例】

小学生女兒を連れてトイレから出てきた男性教員をおかしいと思った女性教員が、躊躇したものの校長に報告した。校長は即時に男性教員を呼びその行動について聞いたが、その教員は女兒が「気分が悪い」と訴えたのでトイレに連れて行ったと弁明。「誤解を招くようなことは今後しないように」との注意で終わった。

しかし、その後も加害行為は続き何人もの被害者を出してしまった。

## 【問題点】

校長一人で、正規の手続きを踏まずに注意だけで済ませてしまったことが、さらなる被害者を生むことになった。

## 【こうしていれば】

- ① 事実調査（確認）を実施する。その際には必ず被害を受けたと思われる児童からの聴き取りが重要であり、報告に来た女性教員を同席させるなどの対応が必要。

調査員は数人で構成される。できるだけ加害教員との関係が薄い人物を選定する。校長、教頭、養護教諭など数人での対応が望ましい。齟齬が出ることが多いので2回ずつの聴き取りになると想定。

（被害児童⇒加害教員⇒被害児童⇒加害教員といった形）

- ② 女性教員は、校長から「他言はするな」と言われて動きが封じられてしまった。せめて、養護教諭には話しておくことはできたはず。校長からの報告を聞くということも重要。そこからどう対応するかというヒントが出てくる。校長にも知っておいてもらいたいことはスタンドプレイをしないこと。相談があつてからの動きについて、セクシュアル・ハラスメントに関する防止規程やガイドラインを把握しておく必要がある。

※想定した上でシミュレーションをしてみても大切。

（セクシュアル・ハラスメントに関する防止規定 … 本テキスト P 9 3 参照）

## 校内の盗撮を防ぐ

盗撮の被害者を支援しているNPO法人全国盗撮犯罪防止ネットワークから、盗撮を防止するポイントについてアドバイスをいただきました。

## 【安易に実行可能】

今、インターネット通販サイトや大阪の日本橋・東京の秋葉原の電気街・各地の防犯ショップ等で「スパイカメラ」・「偽装カメラ」・「小型ビデオカメラ」・「隠しカメラ」・「基盤カメラ」等の名称で、500円から高くても3万円以内で盗撮機器が販売されています。

現在販売されている盗撮に使用されているカメラは1mmほどのレンズで撮影が可能であり、見つけるのは決して簡単ではありません。カメラという固定概念を捨てる必要があります。

学校の教室・トイレ・部室・職員室・保健室等盗撮されやすい場所には、多くの備品が存在し、その中に見慣れない物を置けば発見される確率が高いですが、そこに“ある・存在する物の中”に設置し細工することは、簡単にできてしまいます。“誰でも簡単に入手可能”であり“バレないだろう”という安易な考えが犯罪を助長しているというのが現状です。

## 【盗撮の防止策】

しかし、発見や盗撮の防止にはハイテクな機器も高価な機材も一切必要がありません。「盗撮の手口を知り」「犯人の視点を知り」「誰でも持っているもの・誰でも作れるもので」一つ一つを意識して皆で確認するのが一番効果的です。

大切なことは盗撮犯の視点を知ることです。トイレの場合は、汚物入れや貯水タンク・洗面台・掃除用具・ペーパーホルダー・天井の換気口など。カメラの画角からその角度にあるものを見るだけで多くのカメラを発見できます。一人の人間が確認するのではなく、複数人が盗撮を意識して重複してチェックすることで注意喚起や抑止となります。

トイレ盗撮の場合、携帯電話を使用し、隣の個室との上下の隙間から撮影する場合がありますので、隣との上下の空間をできる限りなくし、見えない状態にすることが一つの対策です。

## 【多目的トイレに注意】

また、多目的トイレでの盗撮は、一般のトイレと比べ、様々な設備があるため通常のトイレ盗撮より発見が難しく、死角となる場所も多いことから気づくことは困難を要します。多目的トイレの場合は、使用者規定を定めるとよいでしょう。多目的トイレは、男女問わず入室することが出来ます。また設置に時間を掛けても不自然に思われないうえ、盗撮犯が狙いやすい場所です。使用者を出来る限り、妊婦・障害者等に限定し、その他の方の使用を通常禁止にするのが望ましいと思われれます。

この手紙は、教職員によるわいせつ行為の被害生徒が20年後に思いを綴るという設定で創作したものです。手紙を読んで、被害者の気持ちを考えてみましょう。

## ～ 20年後の手紙 ～

先生へ

あの時のわたしには、悩みがいっぱいあって  
あなたにかまってもらえるのが嬉しかったし、  
あなたが助けてくれそうだと思っていました。  
だから、あの出来事は、わたしのせいだったのでしょうか。

今、大人になったわたしにはわかります。  
あの時、わたしは生徒で、あなたは先生だったのです。  
子供だったわたしを、大人のあなたが利用したのです。

わたしは子供らしい子供でした。  
いつも不安とイライラと劣等感がいっぱい、  
時に背伸びしたり、逃げ出したかったり、安心を求めたり、  
刺激を求めたり、大人に好かれようとするような。

望みを叶えてあげた、とでも思っていましたか？  
喜んでいただろう、とでも思っていましたか？  
嫌ならやめたのに、とでも思っていましたか？

子供の時のわたしは、あまりよく認識していませんでしたが、  
大人になったわたしは、あなたのしたことを理解しています。  
あなたのことを許せないという強烈な気持ちで頭がいっぱいなのです。



(参考資料)「子供への性暴力は防げる！」著：福井裕輝

この手記は、埼玉県の教職員の懲戒処分の業務に関わる実際の職員の話に基づき創作したものです。手記を読んで、不祥事を起こすとどのようになるのか、考えてみましょう。

## ～ 不祥事を起こした元教職員の手記 ～



自分の行為がどれだけ多くの人たちを傷つけることになり、自分自身の人生も一変させてしまうか、まるで考えが及んでいませんでした。自分の場合は大丈夫だろう、という楽観的な考えで深みにはまっていたのです。

\* \* \*

第三者からの通報により、わたしは校長に呼び出され、事情を聞かれました。最初は、「自分が悪いのではない」という思いが頭に浮かびました。でも、今思えば、どのような状況であったとしても、何が最善か、どんな結果になるか、真に考えることができていたならば、あのような誤った行動をとらなかつたはずでした。



翌日、わたしは警察でも取り調べを受けました。この後自分はどうなってしまうのだろうと、不安と恐怖で混乱しました。

数日後、学校で臨時の保護者説明会が行われることになりました。わたしは子供たちと接することが許されない身となり、わたしの分掌はすべて同僚たちに引き継がれました。



わたしは、自分の行動について一つ一つを思い出しながら、顛末書を書きました。翌週には、校長と一緒に教育委員会に行き、事情聴取を受けました。こんなにも多くの場所で、色んな人から自分の行為についてつぶさに聞かれ、問いただされることになるとは思ってもみませんでした。何とも恥ずかしい気持ちと罪悪感でいっぱいになりました。

懲戒処分の日、校長と教育委員会へ行き、教育局幹部から申し渡しを受けました。その日の夕方、わたしの行為は報道発表され、インターネットで広く世の中に知れ渡ることになりました。テレビのニュースでは、わたしに事情聴取を行った教育局の職員たちが謝罪している映像が流れていました。



わたしは教育を通じて、子供たちを笑顔にしたいと思って教員になりました。結果的に被害者を悲しませ、子供たちを裏切り、一体何のために教員になったのだろうと虚無感に襲われています。

被害者の家族はもとより、わたしの教え子の子供たちも、同僚たちも間接的な被害者です。きっと、ニュースを目にして、恥ずかしい、腹立たしい思いをしていることでしょう。



事実を知ったわたしの親は泣き崩れました。わたしのきょうだいも友人も、もうこれまでと同じようにはわたしのことを見てくれないだろうと思っています。

収入が断たれましたが、家計のことをあれこれ考える気力が湧きません。

わたしは、自分自身に嫌気を感じたり、夜、眠れなくなったりしています。過ちを犯す前に戻りたいけれど、もう戻ることはできません。

\* \* \*

**どうか、あなたは、あなたの家族や生活、あなたが大切にしているものを壊さないでください。かけがえのない日常を同僚たちと共に守る存在でいてください。**

## ～先生！交際してはいけませんよ。～

児童生徒との交際の末、わいせつ行為による懲戒処分を受けた教職員のほとんどは、いけないということを知っていたにも関わらず、自分に都合のいい解釈によって交際し、わいせつ行為等に至っています。誤った判断をしないよう、次の方たちと交際や不適切な身体接触をしてはいけないことを改めて確認しましょう。



①児童生徒だが自分の気持ちは真剣である



②児童生徒だが相手側からのアプローチである



③児童生徒だが自分が傍で寄り添ってあげなければならぬ特別な事情がある



④児童生徒だが相手の親から自分はいつも感謝されている



⑤児童生徒だがほかの子とは違い大人らしさがある



⑥自校児童生徒 18歳未満



⑦他校児童生徒 18歳未満



⑧自校生徒 18歳以上



⑨他校生徒 18歳以上



⑩自校生徒 自分より年上



⑪元教え子 18歳未満



⑫非学生・無職 18歳未満



⑬非学生 社会人 18歳未満



⑭未成年かもしれないが確認していない



⑮成人 教員を目指し 同校で 教育実習中

### 【解説】わいせつな行為等を行った場合、

①～⑭ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に抵触する可能性がある。

①～⑦、⑪～⑭ 埼玉県青少年健全育成条例に抵触する可能性がある。

①～⑮ 刑法に抵触する可能性がある。

▶ 懲戒処分を受けて免職となり教育職員免許状が失効するほかに、懲役や罰金等の刑事上の責任や、損害賠償等の民事上の責任が問われる場合もある。

⑮ 教育実習は、教育職員免許状の授与を受けるために必要な単位取得のため学校として受け入れるもので、教育実習生と実習受入校の教員との間には、指導を受ける者<指導をする者という力の差がある関係にある。刑法の定める不同意わいせつ罪や不同意性交等罪\*に問われる可能性がある。

\* 刑法第176条第1項第8号に掲げる不同意の要件（経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。）に該当する可能性がある。

▶ 相手が成人であっても懲戒処分の対象となり、刑事上・民事上の責任が問われる場合もあることに留意する必要がある。